

広島県告示第六百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり訪問入浴介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会	山県郡安芸太田町中筒賀二八〇二番地五	安芸太田町社協訪問入浴介護事業所	山県郡安芸太田町下殿河内二三六番地	平成一九年三月二日